

# 地域未来投資促進法

大分県及び県内18市町村では、大分県基本計画を定め、次の産業を支援しています。

事業者が大分県基本計画を定めた産業の発展に資する設備投資を行う場合、その**計画段階(着手前)**に「**地域経済牽引事業計画**」を県に申請し、承認を受けることにより、課税の特例などの各種優遇措置を受けられる可能性があります。

## 対象産業(県内の資源を活用したものに限る)

- ①自動車関連産業 ②電子・電気・機械関連産業 ③素材型産業・造船関連産業 ④医療関連機器産業
- ⑤環境・エネルギー関連産業 ⑥食品・農林水産関連産業(県内の特産物を活用した場合に限る)
- ⑦サービス産業(県内の観光資源を活用した場合に限る) ⑧第4次産業革命(情報関連産業)
- ⑨航空関連産業 ⑩物流関連産業

## 計画の承認要件

- (1)上記の対象産業であること
- (2)付加価値額が3,506万円以上増加すること ※付加価値額:売上高-費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)+給与総額+租税公課
- (3)県内の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすこと(申請事業者自身でも可)

※経済波及効果:以下のいずれかを満たすと見込まれること

- ①大分県内に所在する事業者間での取引額が開始年度比で2,500万円増加すること
- ②大分県内に所在する事業者の売上げが開始年度比で2億9千万円増加すること
- ③大分県内に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で10人増加すること
- ④大分県内に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で2,800万円増加すること

※(2)、(3)については、事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、その計画期間を5年で按分した値とする。

## 優遇措置の概要

### 地方税(不動産取得税、固定資産税)の課税の特例

- (1)土地・建物・附属設備・構築物の取得価額が1億円超であること(農林漁業関連の場合5千万円超であること)
- (2)前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
- (3)5年後の対象事業の売上高伸び率(%)  $\geq$  過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率(%) + 5%  
かつ対象事業の売上高伸び率(%)がゼロを上回ること
- (4)以下のいずれかを満たすこと
  - ①投資収益率又は労働生産性の伸び率が一定以上であることが見込まれること
  - ②海外に生産拠点が集中している一定の製品の製造をすること及びその地域経済牽引事業計画が実施される都道府県の行政区域内でのその製品の承認地域経済牽引事業者の取引額の一定水準以上の増加が見込まれること
  - ③特定非常災害の被災地域のうち実際に被災した建物等の敷地内で事業を行うこと  
(地域経済牽引事業計画の承認日が特定非常災害発生日から1年以内であること)

※(2)~(4)は、県からの事業計画承認後、かつ施設等(土地を除く)取得前に国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります。

不動産取得税	課税免除
固定資産税	課税免除(初年度から3年間)など

- 対象資産は、土地・建物・附属設備・構築物です。(機械装置は対象外)
- 土地の免税は、取得日の翌日から1年以内に建物等の建設の着手があった場合のみ対象です。
- 直接事業の用に供する部分のみが対象です。(垂直投影面積按分により算出) ●令和4年9月28日までに設置した施設等が対象です。

### 法人税の課税の特例

- (1)投資額が2,000万円以上であること(令和5年3月31日までに取得したものに限る)
- (2)~(4)は「地方税(不動産取得税、固定資産税)の課税の特例」と同様
- (5)青色申告書を提出する法人であること

※(1)~(4)は、県からの事業計画承認後、かつ施設等取得前に国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件*を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上及び投資収益率又は労働生産性の伸び率が一定以上(H31.4.1以降に承認を受けた事業者のみ)

- 貸付けの用に供する場合は対象外です。
- 事業の用に供したことの無いもののみ対象です。
- 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度です。
- 特別償却は限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。
- 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限です。

### 日本政策金融公庫による低利融資

- 中小企業事業の設備資金:2.7億円まで特別利率③(その他運転資金等は基準利率)
- 融資の可否、額や金利の判断は日本政策金融公庫が行います。事前に相談してください。
- 詳細は、本社を管轄する日本政策金融公庫本支店(中小企業事業)にお問い合わせください。

### その他

- (1)信用保証協会による保証の別枠化
- (2)財団法人食品流通構造改善促進機構が行う債務保証
- (3)特許料等の軽減(中小企業者に限る)及び地域団体商標に係る登録料等の軽減  
詳細は、各団体等にお問い合わせください。

※環境保全上重要な地域(国立・国定公園等)で事業実施する場合は、事前調整が必要です。